

平成 21 年 12 月 8 日
金融庁政務三役

「公認会計士制度に関する懇談会」の開催について

1. 趣旨

(1) 公認会計士については、監査業界のみならず経済社会の幅広い分野で活躍することが期待されているとの考え方にに基づき、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度となるよう、平成 15 年に公認会計士法が改正され、平成 18 年より新しい試験制度のもとで公認会計士試験が実施されてきた。

(参考) 現行制度での合格者の推移

平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
1, 372 人	2, 695 人	3, 024 人	1, 916 人

(2) しかし、現状においては、合格者の経済界等への就職は進んでおらず、社会人の受験者・合格者についても十分増加していないなど、現行制度の狙いは道半ばの状況にある。また、現状のまま推移した場合、公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができないことも懸念され、試験に合格しても公認会計士の資格を取得できないというおそれが高まることとなる。これは、試験制度の魅力を低下させる可能性もある。

(3) こうした状況を踏まえ、公認会計士試験・資格制度等についての検討を開始するため、「公認会計士制度に関する懇談会」を開催する。

2. 検討事項

- ・試験制度のあり方について
- ・資格取得要件のあり方について
- ・その他

3. メンバー

別紙の通り。

4. 検討の進め方

懇談会において検討を行い、来年央を目途に一定のとりまとめを行う予定。

5. 第一回会合の開催予定

日時：平成 21 年 12 月 10 日（木） 9：30～11：00

会場：中央合同庁舎第 7 号館 12 階 共用第 2 特別会議室